

看護系大学における看護学教育の在り方について

大学における看護職養成について

「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標（平成16年看護学教育の在り方に関する検討会報告）」で示した学士課程における看護学教育について

○わが国の看護職者養成

保健師・助産師・看護師（以下「三職種」）それぞれ固有の教育課程を展開（看護師を養成後、保健師・助産師を養成）

○学士課程における看護職者養成の特徴

- ・三職種の免許取得に必要な教育内容を体系化して教授
- ・看護職の社会的責務や機能、職務遂行の背景となる社会情勢、職業人としての倫理等を大切な教育内容と位置づけ、実践性・応用性の高い学問として教育



看護職者に必要な能力を明確にし、その育成を確実に行うことが基本

※助産師については、免許取得に必要な教育内容の一部を選択科目に位置づけ、希望者のみが助産師国家試験受験資格を取得する方法をとっている大学が多い。

○学士課程における看護学教育が始まった当初は、三職種の統合教育を模索しながらも、個別の教育課程の積み重ね（卒業要件は140単位以上）



○看護系大学における教育の充実が、大学設置基準に定められている卒業要件の124単位に近づきつつある（平成19年度の看護系大学の卒業要件128.2単位数）。

(参考：保健師の国家試験に係る規定)

○保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄）

第十二条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、保健師籍に登録することによつて行ふ。

2～5 （略）

第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者
- 三 （略）

第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

二～四 （略）

○保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）（抄）

第二条 法第十九条第一号の学校及び同条第二号の保健師養成所（以下「保健師学校養成所」という。）に係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、六月以上であること。
- 三～十二 （略）

第六条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表一及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第二条第一号の規定の適用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第九十条第一項に該当する者（法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

2 （略）